

障害者政策委員会

ニュースレター(No. 12) 2012.12.21

障害者政策委員会委員 全難聴副理事長 新谷友良

【第5回障害者政策委員会- 障害者基本計画への意見まとめ】

12月17日、5回目の障害者政策委員会が開かれ、来年度からの障害者基本計画への意見を取りまとめました。委員会には前川副大臣、金子政務官の出席があり、意見書は石川委員長から前川副大臣に手渡されました。添付写真は意見書を受けての前川副大臣の挨拶です。



今回の政策委員会では、委員長を中心に作成された意見書原案に対して、どの項目を重点的に意見書に書き込むか、議論がなされました。重点項目は意見書に◎印で表示されており、政策委員会として政府に「基本計画に織り込むよう」意見を出すものです。これについては各委員から活発に意見が出て、原案にかなり修正が加わりました。送付があり次第、最終的な意見書を紹介させていただきます。

新谷からは何点かの項目について、重点項目(◎)にしてほしいと発言しました。詳細は、4時間の長丁場の会議ですが是非障害者政策委員会のHP動画でご覧下さい。

先ず「情報アクセス」についてですが、「国として、音声認識技術、画像認識技術・・・先端技術の応用と製品化を支援することが必要である。」という文章を◎へ、と発言しました。また、電話リレーサービスについて「本格的な電話リレーサービス

の開始を検討するとともに、携帯端末へ音声認識ソフト搭載し、音声・文字による会話を進める。」を◎へ、と発言しました。

次に「総論と推進体制」ですが「障害者政策委員会の位置付け」にある「先送りできない重要な課題である「谷間や空白の解消」、「積み残してきた課題」については、今後とも障害者政策委員会にて継続し調査継続していくことを新基本計画の上でも、推進体制として明確にすべきである。」という文章を提案しました。この点については、障害者基本法の規定する障害者政策委員会の役割をどう考えるか、今後の政策委員会の性格に係る部分なので議論がなされましたが、文章を再検討することで委員長に一任となりました。

最後に、「教育」について、「就学時健康診断の障害判定基準(就学基準)については障害の範囲に密接に関係する問題で、最新の教育的、医学的見地から再検討が必要である。」の文章を提案しましたが、記載する文章を再検討することになりました。聴覚障害の場合、学校教育法施行令は「両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの」となっています。

このように、最終的な文案調整は未だの状態ですが、障害者基本計画に関する政策委員会の議論は一応今回で終了となります。障害者制度改革は、この後障害者差別禁止法の制定や障害者権利条約など大きな課題を抱えています。今後の政策委員会の活動日程はまだ決まっていません。